

各位

みずほ信託銀行株式会社

第一生命保険株式会社との共同開発商品 生命保険信託『想いの定期便』の取扱開始について

みずほ信託銀行株式会社(取締役社長:中野武夫)は、このたび、第一生命保険株式会社(代表取締役社長:渡邊光一郎)と、死亡保険金の交付を生前にオーダーメイドで設計できる生命保険信託『想いの定期便』を共同開発しましたので、お知らせ致します。

『想いの定期便』は、第一生命の保険契約者(委託者)とみずほ信託銀行が信託契約を締結することにより、死亡保険金請求権を信託財産として受入れ、その後保険契約者(委託者)がお亡くなりになった場合、死亡保険金を第一生命からみずほ信託銀行が受取り、保険契約者(委託者)があらかじめ指定した条件に基づいて、ご家族等(受益者)に分割交付する商品です。

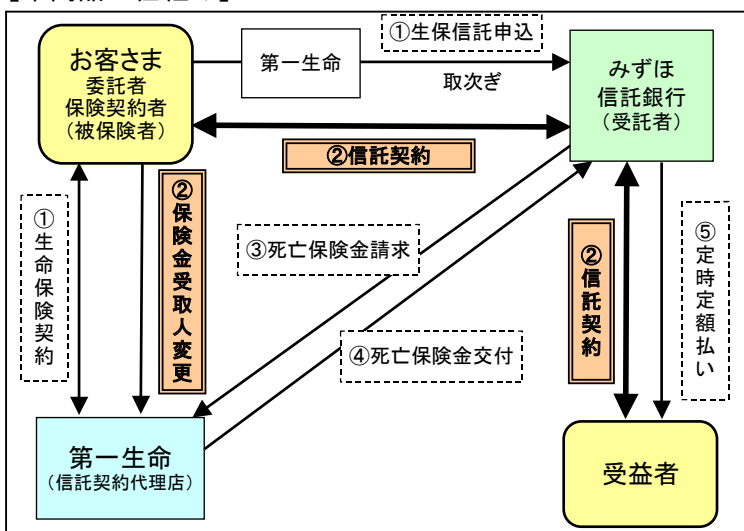
本商品は、第一生命がみずほ信託銀行の信託契約代理店[※]として、2014年1月より取扱開始を予定しております。

みずほ信託銀行では、今般の生命保険信託『想いの定期便』や、遺言信託と組合せてご家族等に遺される財産(金銭)を長期間かつ定期的に交付できる「財産承継信託(愛称:やすらぎ)」や、お孫さま等に贈与される教育資金を管理する「教育資金贈与信託」等、信託機能を活かした商品・サービスを通じて、財産の管理・運用・承継に関する幅広いニーズにお応えしてまいります。

※第一生命は、みずほ信託銀行の信託契約代理店として、生命保険信託契約締結の媒介を行う予定です。

第一生命がみずほ信託銀行の信託代理店として取扱う商品は、遺言執行引受予諾業務・遺産整理業務および生命保険信託『想いの定期便』のみとなります。

【本商品の仕組み】



- ① 保険契約者から第一生命の取次ぎを受けて、お申し込み。
- ② 保険契約者を委託者、死亡保険金を受け取られる方を受益者、みずほ信託銀行を受託者とする信託契約締結。
- ③ 委託者がお亡くなりになられた場合、受益者から必要書類をご提出いただき、みずほ信託銀行より第一生命に死亡保険金を請求。
- ④ 受領する死亡保険金は、みずほ信託銀行の金銭信託(元本補てん契約付)にてお預かり。
- ⑤ 受益者に、あらかじめ指定された期間・方法で定期的にお支払い。

以上